

特別区道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条の規定に基づき、道路の区域を下記のとおり変更し、変更した区域の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年7月 21 日から2週間、都市整備部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月 21 日

(道路管理者)

杉並区長 岸本 聡子

記

- 1

道路の種類

特別区道
- 2

路 線 名

第 2119 号路線の一部
- 3

供用開始の時期

令和8年7月 21 日
- 4

道路の区域

(拡幅)

区 間	新旧 の別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
荻窪三丁目4番	新	4.00	8.21	
同 上	旧	3.37	―――	